

事 業 計 画 書

平成 30 年度

自 平成30年 1月 1日

至 平成30年12月31日



公益財団法人 岩谷直治記念財団

平成29年12月13日

公益財団法人 岩谷直治記念財団
理 事 長 佐 伯 尚 孝

事 業 計 画 の 概 要

(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

本財団は、科学技術に関する研究開発ならびに国際交流推進のための助成、奨励などを通して国民生活の向上と国際的相互理解の促進に寄与することを目的として設立されました。 平成29年12月で44年になります。

その間、地道な活動ではありましたが、平成28年度までの累計で、岩谷科学技術研究助成752件15億1,509万円、岩谷直治記念賞41件9,000万円、岩谷国際留学生奨学助成延べ460名6億7,840万円に達しています。

平成30年度も、岩谷科学技術研究助成、岩谷直治記念賞の表彰および岩谷国際留学生奨学助成の3事業に注力し、これまでに積み重ねられた業績をさらに伸ばしてまいります。

収支につきましては、収支相償を念頭に置きそれぞれの事業について積極的に業務の拡大を図るとともに均衡の取れた事業運営を行ってまいる所存であります。

事業各項についての概要は次のとおりです。

I 岩谷科学技術研究助成

助成予算金額は、6,000万円（200万円／件×30件）、助成対象はこれまでどおり「エネルギー・資源の有効利用および環境」を中心とした関連研究分野における基礎的研究ならびに応用開発などの実用的研究とする。

また、若手研究者、地方大学・私立大学在籍の研究者などへの助成についても充分配慮する。

助成の成果については、発表会を開催し研究成果について発表していただくとともに、ホームページ及び研究報告書にて公表する。

II 岩谷直治記念賞

本賞の対象は、エネルギー・資源および環境の分野における研究開発で、その業績が斯界において既に市場展開の実績を有し、今後も広く波及効果が期待され社会的貢献度の高いことが望まれる。

平成30年度は2件の表彰を予定している。賞の内容は、1件につき本賞、賞牌および副賞300万円である。

III 岩谷国際留学生奨学助成

助成の対象者は、東アジア、東南アジアから来日して日本の大学の大学院に在籍している学生であって、自然科学系の分野を専攻している者とする。

（1）奨学金

予算金額は 3,995万円とする。

採用人数は15名、支給金額は月額1人15万円、支給期間は原則として1年間とし、特定の国、特定の大学に偏ることなく幅広く採用するよう配慮する。

なお、平成29年度奨学生6名および平成28年度奨学生8名に対し奨学金支給の延長を予定している。

(2) 学会参加費

予算金額は125万円とする。

学会参加費は、自己の研究発表のために出席する国内外の学会への参加費を補助するために支給する。

学会参加費の支給は、1名につき年間1回とする。

(学会参加費：学会登録料、旅費、宿泊費など)

(3) 奨学生例会

予算金額は513万円とする。

例会は、奨学生に日本の歴史や文化を学んでいただき、相互に親睦を図り国際交流に努めていただくために、研修旅行を含め年5回開催する。

上記金額には、例会開催のための旅費交通費、研修旅行費、博物館・美術館等への入館料、日本庭園への入園料などが含まれる。

(4) 奨学生OBとの交流（友の会）

予算は130万円とする。

学位取得後日本に残り産学官で活躍している奨学生OBとの交流を図るとともに、帰国して母国のために尽力している奨学生OBとの情報交換を図り、国際交流の促進に努める。

平成30年度は東南アジアでの交流会を計画する。

IV 情報活動

予算金額は320万円とする。

(1) 財団機関誌「n e e d s」および「研究報告書」の刊行

(イ) 「n e e d s」は、各地の図書館、他財団、当財団関係者及び

奨学生・奨学生OBに送付

(ロ) 「研究報告書」は、研究助成金を受領した先生方のほか各地の

図書館、他財団及び当財団関係者に送付

(2) インターネットによる情報開示

(イ) 事業計画書・収支予算書

(ロ) 事業報告書・計算書類

(ハ) 各種要項（記念賞、研究助成、奨学助成）

(二) 研究報告書

V 収支

当財団の主たる収入源は、岩谷産業株式会社の保有株式（基本財産）に対する配当金であるが、同社の株式が平成29年10月1日付をもって5株につき1株に併合となり、平成30年度は1株あたり40円の配当が予想されており、また同社からの寄附金も昨年同様1,000万円が見込まれている。

経常収益については、基本財産配当金収入および預金受取利息等で、合計1億6,531万円が見込まれることから、寄附金1,000万円は経常収益に算入せずに経常外収益に計上し、公益事業基金に繰り入れて不測の事態に備えることとする。

経常収支については、収支相償の「法の精神」を念頭に置き、公益目的事業会計で剰余金が発生することがないよう、岩谷科学技術研究助成、岩谷直治記念賞の表彰および岩谷国際留学生奨学助成の3つの事業について、より積極的な推進を図る。

以上